

1. しごとに誇りをもち、栄えるまちをつくります。
1. きまりを守り、住みよいまちをつくります。
1. からだをきたえ、明るいまちをつくります。
1. 教養をたかめ、文化のまちをつくります。
1. たがいに助けあい、楽しいまちをつくります。

地域に根ざす善意の輪

ボランティア活動

最近、私たちの街でも「ボランティア」という言葉がよく使われるようになってきました。このボランティア活動のことを一般には「ある特定の人だけが、特別な活動をする」と考えられ、奉仕活動のことか、一口に呼ばれてしまうことが多いのではないのでしょうか。そもそも、自分たちの住む地域を自分たちの手で少しでも明るく住み良いものにしてゆこうという、市民一人ひとりのごく自然な福祉心が発露となり、自発的に自分に適した活動の責任を負いながら進められるものであると思います。

当市においても、ここ数年このような善意の芽が各地区に広がりを見せており、さまざまな活動が展開されています。そこで今月号は、これら組織を紹介し、ボランティア活動をこころざす人たちが一人でも多く増えることを期待いたします。

当市の現況はどうか

当市では、今、これら活動を円滑に進めるための窓口として石岡市社会福祉協議会（会長鬼沢賢造）のなかにボランティアコーナーを設け、地域の活動の推進を重点に各種相談の受付や

ボランティアと受入側との調整を行い、現在、九団体約二百名の人が、それぞれの趣味や特技を生かし、奉仕活動を通じておられます。県においても「茨城県ボランティア活動振興センター」が今月から本格的業務を開始し、民間ボランティア活動者からの相談に応じております。

このようななかで、徐々に理解されてはきているこの活動もまだまだ一般的には「何か特殊な人たちが、特殊なところで、特殊なことをしている」と解されるイメージが根強くあるように思われます。



▲常陸神楽ばやしの仲間たち▼

▼熱心に見入る慈翠館の人たち



ボランティア・サークル慈翠館を訪問

さる5月23日、市内半の木の慈翠館（館長矢部万平氏）において、常陸神楽ばやし（代表山本健二氏）のみなさんが訪問活動を行いました。このサークルは、市内の石岡精工に勤める14名の仲間たちで、勤務の合間をみて練習を積み重ね、多い月は3～4回も、このような施設や、老人ホーム等を訪問し、心身障害者や老人達を励ましている団体です。また今年の4月1日にオープンした、この館は老人福祉法により、身体上・精神上又は環境上の事情がある方が利用するホームで、当日、39名の入館者は、笛や太鼓のはやしとヒョットコ、オカメなどの踊りを楽しそうに見ておられ最初の慰問者に、不自由な体でいつまでも拍手を送っておりました。帰りに館長さんが「教育はおそろしい」この施設にもいろいろな人達が入館しておりますが「どんな人でも毎日の教育で一日の日課をちゃんと覚えてくれる」今二人の重度心身障害者がいるが、この人達に「おはよう」を一日も早く覚えてきてやりたい……と言っておりました。

手話もしあわせの輪に

石岡手話を学ぶ会 会長 田中要四郎

自分も子も孫もみんな幸せになりたいと思う気持ちの広がりを、人だれもがお互いに幸せになるために……腕を組みあうことだと思ひます。

内耳の発育不全、はしか中耳炎、しょうこう熱、その他の病気で耳が聞こえなくなった方々は、その親がいかにか神仏にすがろうと、本人がいかにか努力してみても、耳から全く音が入ってこない、この人々には普通のひとと楽しく話す機会はないのだらうか……。聞いたり話したりする権利はないものなのだろうか……。

市報で手話講習会のあることを知り、参加して四年になります。事を始めるに決心・決意は簡単であるが事を成すまでの継続心こそ尊いものと知りながら、今まで学んできたことを、今までも学んできたことを、今までも学んできたことを……。

ボランティア活動の動機

活動者の動機として共通していることは、「自分たちの住む街を自分たちの手で、まず住み良いところにして行きたい」「自分の小さな時間をさいて、何かお役に立てることがあれば……」というようにことから始められており、オムツ作りをする主婦点字、手話の勉強、切手の収集各施設を訪問……とさまざまではあるが、どれも強いられることなく、誠に自由に活動しているのが印象に残ります。

あるボランティアは、「福祉に関係ある一部の人が福祉を考へ進めるのではなく、地域に住む誰もが、ごく自然な日常生活のなかで福祉を考へ、実践してゆけるような街を一日も早く実現したい」と強調しておりました。

このようなサークルの中に今素人演芸会を催し、一人暮らし老人や身体の不自由な人達を招待したい。あるいは高校生の学生ボランティアが校内活動から地域活動へと一歩前進する動きなども出てきております。このように現在活動しているサークルの間で課題になっていることは、連絡情報交換の必要性からぜひ連絡会の結成を……との声があり事務局では、「石岡ボランティア連絡協議会」（仮称）の組織化をはかり、これからボランティア活動に参加したいと考えている人たちの指導を含め、市内のボランティア活動の充実をはかり、さらに多くのみなさんが仲間となって善意の輪を大きく広げていくことを願っております。

どんな活動があるのか

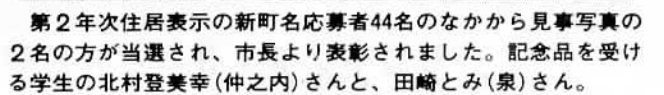
- 各種福祉施設等への訪問活動
- 手話の通訳（耳の不自由な人へ）
- オムツ作り（おたきり老人等）
- 使用済み切手の収集
- 子どもの遊び場管理（点検・清掃）
- お話し相手、遊び相手、手伝い、学習指導（各施設や心身障害児、おたきり老人等に）
- 点訳、テープ録音サービス（老人や目の不自由な人達）

ボランティア・サークル 会員を募集中

- 私たちの街のなかで、次の六サークルが仲間を求めています。一緒に活動してみませんか。
- 点字友の会（十名）毎月第二、第四（日）講習会市民会館（10～12時）
 - 手話を学ぶ会（あゆみ四十名）毎月第二（日）講習会市民会館（午後2～4時）
 - たんばば使用済み切手の収集（五名）
 - 石岡十三の会（JRCのOB・七名）（歌謡曲、十二名）
 - 日本カラオケ同好会石岡支部
 - ログス腹話術研究会（十名）
- このほか次の方々がボランティアとして活躍しています（敬称略）
- 常陸神楽ばやし（十四名）
 - 愛育会（高校JRC部員七十名）
 - 石岡市婦人団体連絡協議会
 - 竜田 清若松、司会、漫談
 - 島田征子（水久保、手話等）
- ※くわしいことは、市社会福祉協議会ボランティアコーナーへ電話（三）一一一内線二五六番

七月一日からスタート

この住居表示は、私たちの日常生活と深い結びつきがあり、大切なものですから、一日も早く新しい住居表示に慣れますよう、みなさんのご協力をお願いします。



◆住居番号……「〇号」

道路や鉄道など、だれにも分
かりやすい施設によって区画さ
れた町区域を、
さらに道路や水
路などによって
細分して街区を
つくり、石岡駅
にもっとも近い
街区を起点とし、
千鳥蛇行式（ヘ
ビがくねっている状態）によつて
順序よく番号をつけます。こ
の番号を「街区符号」といい「
○番」と呼びます。（図②参照）

街区内には、お住まいになつ
ている建物があるわけですが、
石岡駅にもっとも近い角を起点
として、右廻りに一五メートル
の間隔に区切り基礎番号をつけ
建物の主要出入口に接する基礎
番号をもって住居番号をつけま
す。この「住居番号」を「○号
」と呼びます。（図③参照）

このように、新しい町名と街
区符号（番）および住居番号（号）
の三つを組み合わせて住所を表
わすこととなります。

△表示例▽

△表示例

わすことになります。

今まで「石岡市大字石岡（元真地）四二〇番地であつた方はこれから次のようになります

○一般の場合

石岡市総社二丁目3番6号

町名 街区符号 住居番号

○中高層建物の場合

石岡市総社二丁目3番〇〇〇〇〇

町名 街区符号 住居番号

○本籍・不動産など番地を用いられているものは、そのままこれまでの番地を使います。

（本籍の場合）

石岡市大字石岡四二〇番地

（不動産などの場合）

石岡市大字石岡古城東四二〇番地

これらは次のようになります

石岡市総社二丁目四二〇番地

変更手続きは、変更証明書を添付することによって、登録税や手数料が免除されます。

証明書は無料です。

建物を新築したり
増改築される方は

- ① 新らしく建物を建てる方の
住居番号は市役所でつけます
- ② 建物の新築または増改築に
より、出入口・玄関・通路等
を変更される方は、住居表示
施行後は必ず届出が必要です

新しい住所を
早く正しく知らせよう

市では、知人や取引先などへのお知らせ用に、一世帯当たり二十枚の郵便ハガキを届けます。

なお大量に使用される方は、私製ハガキ四〇〇枚まで無料配達

の取扱いが受けられますので詳しいことは石岡郵便局にお問い合わせ下さい。電話(二四八七二

このように、施行後はみなさんの届出に基づいて、定められた住居番号により、あなたの住所を表示します。

新しい住居表示に一日も早く慣れるようご協力をお願いします。

新 町 名	実 施 区 域 内 通 称 町 名
府中一丁目	大小路町全部・仲之内町全部・泉町・ 香丸町・国分町の各一部
府中二丁目	木之地町全部・土橋町全部・青木町・ 香丸町・国分町・宮下町・元真地町・ 若松町の各一部
府中三丁目	泉町・国分町の各一部
若宮一丁目	青木町・若松町の各一部
若宮二丁目	宮部町・元真地町・若松町の各一部
若宮三丁目	青木町・国分町・若松町の各一部
総社一丁目	元真地町・若松町の各一部
総社二丁目	中町・守木町・幸町・宮下町・元真地 町の各一部

おねだん 案内図(2枚1組) 300円
対照表 700円
申し込み先 管理部庶務課住居表示係

起点 (国鉄石岡駅に近い)
街区が起点となる

① ④ ⑤
② ③ ⑥

新町界線
街区
街区符号 (番)

(例1) 5号の家を呼ぶ場合
石岡市〇〇〇丁目5番5号と呼びます。

(例2) 中高層建物で3階の1号室を呼ぶ場合
石岡市〇〇〇丁目5番15—301号と呼びます。

昭和五十二年分の 所得税がもどります

今回、昭和五十二年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。

還付される金額は、本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。ただし、昭和五十二年分の所得税額の方が少ないときは、その税額までとなります。そこでそのあらましを説明しましょう。

還付を受けられる人
還付を受けられるのは、昭和五十二年分の所得税を納めた人です。ただし、利子・配当などの源泉分離課税の所得税については還付されません。

①サラリーマンの場合
本年六月一日現在において昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、六月・七月ごろ勤務先から還付されます。しかし給与以外に所得があったり二カ所以上から給与をもらっているために確定申告をした人で勤務先から還付しきれない分があるときは、その分については次に説明する「事業所得者などの場合」と同じ方法で還付されます。

②事業所得者などの場合
事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月末ごろに

放し飼いはやめよう



犬を愛するあなたに

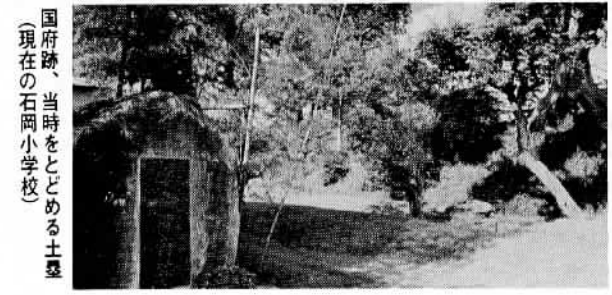
犬の放し飼いは、県の「飼犬管理条例」により禁止されております。

最近、石岡警察署であつたものに、八郷町で五才の女の子が咬まれ亡くなる、いたましい事件があり、また五月にも市内で仔豚七頭が咬殺されるとい

市史編さんだより(8)

将門の乱と石岡

今から一〇三九年前の天慶二年十一月二十一日、平将門の軍勢千人は、常陸国府(石岡)に常陸長官藤原維幾、平貞盛を攻撃した。国府側は、維幾の子為憲、平貞盛の率いる三千の軍勢で応戦した。将門軍は府下を包囲し交通を遮断、民家に火を放つて府中を混乱におとし入れ、国府軍を降した。長官維幾は屈辱してその過失を認め、国守の印鑑と国府の倉の鍵をうばわれた。この戦いで民家三百余戸が



国府跡、当時をよめる土塁(現在の石岡小学校)

健康教室(17)

妊娠貧血

生理的にも女性には男よりも貧血になりやすいのですが、貧血に對しての抵抗力は男性より強いので、だんだん貧血になってくるような妊娠貧血では、本人は少しも気付きません。

しかし妊娠すると身体の中を循環する血液の量がふえ、血液が薄まった状態になり、血液の中の鉄分が不足して「鉄欠乏性貧血」になり易いのです。

鉄は酸素を運ぶ重要な仕事をしています。妊娠中はふだんの数倍もの鉄分が胎児や妊娠のために必要なのです。

妊娠中には、このために治療を必要とする人が約10%、注

う、犬による事件が相次いでおきております。このようなことがおきかないよう犬は必ずつないでおくか、犬舎で飼ひましょう。

犬を飼つたらまず次のことを

- 生後三ヵ月以上の犬は、必ず登録(毎年一回)をして狂犬病予防注射(年一回)を受けなければなりません。
- 定期に登録や予防注射を受けられなかったときは、保健所、市役所及び獣医師にお問い合せ下さい。
- 犬が人を咬んだときは、獣医師に犬をみせ、診断書を受けて、保健所に届けて下さい。
- 捨て犬は野犬のもので、犬が不用になったときは、保健所に連絡し、持参下さい。
- 石岡保健所(二) 四一〇一番市環境保全課(三) 一一一番

維幾と結託していたので、これを除こうとして武力に訴えた。「将門記」によれば、国府の倉におびたしい財宝が貯えてあった。「世間の綾羅(あやぎぬ)は雲の如く……、微妙の珍財は……、万五千(反)の絹布、金銀を彫る鞍、瑞穂をちりばめたる匣、幾千幾万」は、ことごとく将門軍にうばいとられた。その後、将門は十二月に下野国府(栃木)上野国府(群馬)をおとし入れ、印鑑(国守の印鑑と国倉の鍵)をうばい、新皇を称して関東に独立王国を建てたが、天慶三年二月、藤原秀郷平貞盛に討たれてしまった。

専門委員 南 秀利

地籍調査にご協力を

市では、昭和五十一年度(関川地域)より地籍調査を実施しておりますが、今年度(石川・三村地域の一部)も別図のとおり実施します。

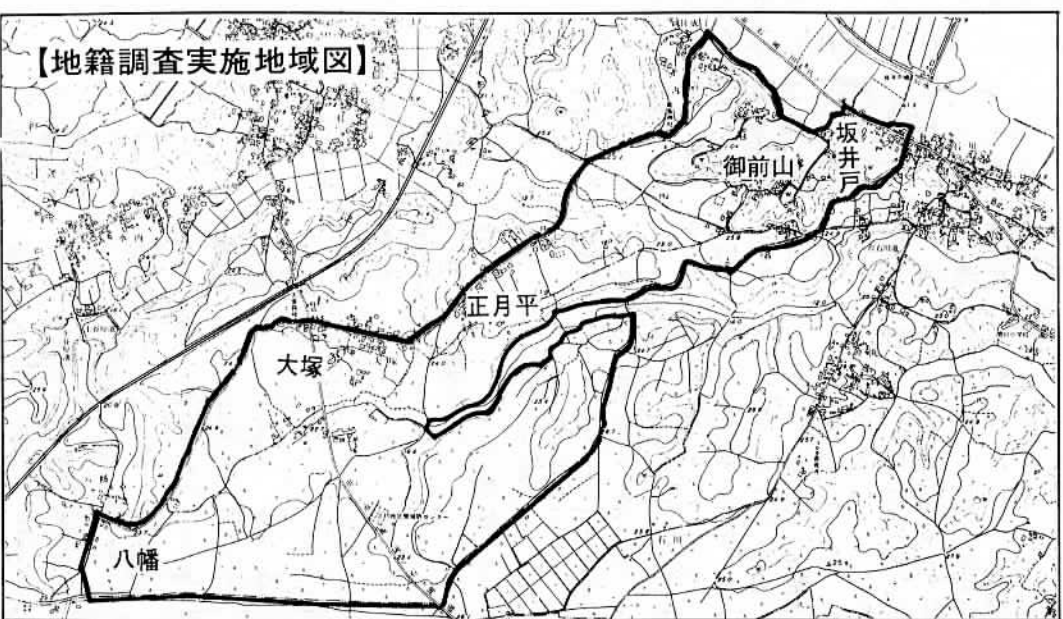
この調査は、一筆ごとの地番地目、所有者の確認と境界及び面積の測量を行い、地図(地籍図)と簿冊(地籍簿)を作成しその写しを登記所に送付し、正しく記載をするものです。

関係者には、七月中に部落毎の説明会をもち、今年の八月・十月・十一月に道路、水路などの調査を行い十一月から来年二月にかけて個人の土地を一筆調査する予定です。

地域内に土地を所有している方は、調査の通知がありましたら隣接地主とよく話し合つて自分の土地はこまめと、境界をはつきり決め、杭を打つて下さい。この杭は測量の基準となります。また測量のときには通知を差し上げますので、必ず立合ってください。

これらの調査は、みなさんの財産を守る大切な仕事ですので地域内の土地所有者のご協力をお願いいたします。

※問い合わせは、市役所地籍係へ電話(三)一一一内線二四四番



【地籍調査実施地域図】

登記所が

移りました

石岡出張所は永い間庁舎がせまく、みなさんにご迷惑をおかけしてまいりましたが、このたび市役所わきに新らしい庁舎が完成し、さる六月三日から事務を行つております。移転先の住所及び電話番号は次のとおりです。

○住所 石岡市石岡三二〇八番地
○電話 (二) 二四四四番



▲市役所わきに新築された登記所

(6月15日～7月14日)

7月[illegible]